

18. 東北学院大学早期卒業に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、東北学院大学学則（以下「学則」という。）第3条第2項及び第25条第2項に基づき、第3学年次修了時又は第4学年次9月期の卒業（以下「早期卒業」という。）を認める場合に関し必要な事項を定める。

(早期卒業の条件)

第2条 早期卒業が認められるためには、次に掲げる条件が全て満たされなければならない。

- (1) 早期卒業を希望する者（以下「希望者」という。）の所属する学部が厳格な成績評価を行っており、かつ、早期卒業のための条件を詳細に記した細則等を定めていること。
- (2) 第3学年次修了時又は第4学年次9月期卒業判定時までに卒業に必要な授業科目の単位を全て修得し、優秀な成績を修めていること。
- (3) 希望者が大学院又は専門職大学院の入学試験に合格し、進学の意味が明確であること。

(申請資格)

第3条 希望者は、各学部が定める申請条件を全て満たしている場合、各学部が早期卒業に関する細則等で定める手続にしたがって早期卒業を申請することができる。

2 申請条件が満たされているか否かの第一次的判断は、各学部に設けられる判定のための機関が行うものとする。

(申請手続)

第4条 希望者は、所属する学部の第一次的判断を経て、所定の申請書式にしたがって所属する学部の学部長に申請しなければならない。

2 早期卒業の申請が認められた者（以下「申請者」という。）は、適切な時期までに進路の明確性を証明する書類等を所属する学部の学部長に提出しなければならない。

(申請時期)

第5条 早期卒業の申請時期は、第2学年次の成績発表から第3学年次科目の履修登録期限までの間の適切な時期とする。

(早期卒業判定手続)

第6条 申請者の卒業判定は、学則第60条に基づき、教授会の議を経て、学長が行う。

(申請者の成績評価提出時期)

第7条 申請者が第3学年次に履修した科目の成績評価は、卒業判定に間に合う適切な時期までに学務部教務課（以下「教務課」という。）に提出されなければならない。

2 前項の適切な時期は、教務課において定めるものとする。

(早期卒業申請の取下げ)

第8条 申請者は、所属する学部の学部長の承認を得て、早期卒業の申請を取り下げることができる。

2 前項の取下げは、教授会で卒業判定を行うよりも十分に前の時期までになされなければならない。

(早期卒業時期の変更)

第9条 申請者のうち第3学年次修了時に卒業することを希望した者は、所属する学部の学部長の承認を経て、申請した早期卒業時期を変更することができる。

2 前項の変更は、第3学年次修了時の卒業判定が行われる時期よりも十分に前の時期までに教務課に届けられなければならない。

(各学部の早期卒業細則等)

第10条 各学部が早期卒業を認める場合、各学部は早期卒業に関する細則等を定めていなければならない。

2 各学部の早期卒業に関する細則等には、別表に記す事項が定められていなければならない。

(厳格な成績評価)

第11条 第2条第1号の定める厳格な成績評価は、次に掲げる事項を全て満たすものとする。

- (1) 学生全員又は希望者に対し、例外措置を設けない限り第3学年次修了時には卒業要件を満たすことができない年間の履修登録上限を課していること。
 - (2) 卒業に必要な単位数を修得するだけでなく、一定水準以上の平均点等の条件を満たした場合に限って、早期卒業又は卒業を認めること。
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、申請者に対しては、第3学年次修了時までには卒業要件を満たすことができるように履修登録上限を緩和するものとする。

(事務)

第12条 この規程に関する事務は、教務課において処理する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、教務委員会が発議し、教授会の議を経て学長が行い、理事会の承認を得るものとする。

附 則

本規程は、2006（平成18）年4月1日より施行する。

附 則（平成19年4月1日）

本規程は、2007（平成19）年4月1日より施行する。

附 則（平成29年10月12日改正第128号）

この規程は、平成29（2017）年10月12日から施行する。

附 則（平成29年12月26日改正第198号）

この規程は、平成29（2017）年12月26日から施行する。

附 則（令和3年1月13日改正第1号）

この規程は、2021年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）

各学部の早期卒業に関する細則等に定められるべき事項

1. 早期卒業を申請できる条件
 - (1) 修得単位数
申請時点までの修得単位数を定めること。
 - (2) 求められる成績評価の水準
 - ア 優秀な成績と認めるための平均点（80点を最低限度とし、それより高いほうが望ましい。以下同じ。）
 - イ 対象科目の範囲等
 - (3) 一定水準以下の成績評価を得た科目の許容数
一定水準の定義（70点を目安とする。以下同じ。）、一定水準が適用される科目の範囲、許容数等
2. 早期卒業の条件
 - (1) 卒業要件の充足
第3学年次修了時又は第4学年次9月期卒業判定時までに卒業要件を満たしていること。
 - (2) 求められる成績評価の水準
 - ア 優秀な成績と認めるための平均点
 - イ 対象科目の範囲等
 - (3) 一定水準以下の成績評価を得た科目の許容数
一定水準の定義、一定水準が適用される科目の範囲、許容数等
3. 進路の明確性
 - (1) 大学院又は専門職大学院への進学
 - ア 当面の間は、大学院又は専門職大学院への進学に限定すること。
 - イ 進学先を東北学院大学大学院に限るか否かは、各学部の判断によること。
 - (2) 進路の明確性を確認する手続の明記
 - ア 学部長及び学科長による面接を行い、意思を確認すること。
 - イ 進路の明確性を証明する方法の明記
4. 学部内の判定機関
 - (1) 学部内における申請条件及び卒業条件を第一次的に判定する機関の設置
 - (2) 早期卒業の申請の諾否は、判定機関の判定に基づくこと。
 - (3) 各学部の早期卒業については、判定機関の判定に基づき教授会の議を経ること。
 - (4) 判定機関による判定には、教務課が協力すること。
5. 申請者に対する履修登録上限の緩和等
 - (1) 申請後の履修登録上限の緩和
 - (2) 第4学年次開講科目の履修許可
6. 申請は認められたが早期卒業できなかった、又は、辞退した場合の措置
 - (1) 早期卒業の条件を満たせなかった、又は、早期卒業を辞退した者が通常の履修登録上限を超えて登録し、合格点を得た科目の取扱い